

平成30年度保育所入所案内

【保育所とは】

すべてのお子さんは、その家庭で健やかに育てられるのが理想ですが、保護者や同居の家族が就労・出産・病気等により、家庭内でお子さんが保育できない（保育を必要とする）場合、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。したがって、どのお子さんも無条件で入所することはできません。

【入所対象児童とは】

宜野座村に住民票を有する、小学校就学前までの「保育が必要な乳幼児」が対象です。

ただし、集団保育が可能であると判断される障がい児（発達支援児）の場合は、必要書類を添付し、申込書にその旨記載してください。【出生予定での申込みはできません。】

※転入予定の方の申込みも受付します。ただし、3月15日頃までの転入が条件です。

【入所申込み受付期間及び場所】

○一斉受付期間

・継続利用の方：平成29年11月16日(木)～12月1日(金)

・新規利用の方：平成29年12月4日(月)～12月15日(金)

(在園児のきょうだいがいる場合、継続利用の一斉受付期間に受付可)

○受付時間：午前8：30～午前12：00 / 午後1：00～午後5：15

原則として、土日・祝日と、午前12：00～午後1：00の間は、申込受付はできません。

○受付場所：宜野座村役場健康福祉課 児童福祉窓口（保育担当）

→ 継続利用のみ各保育所（園）のへの期間内提出可（受け取りのみ）

確認後、書類不備がある場合、受付できません。

○お問い合わせ：Tel 098-968-3253（健康福祉課保育担当）



※一斉受付期間終了後の申込みは、4月の入所対象からはずれ、(待機)となります。

申請勤務証明書等の提出書類の用意に時間を要する方は、早めに職場に依頼するなどして期限内の提出をお願いします。

【入所できる家庭の条件とは】

①就 労：フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など、実働64時間(1日4時間)以上の勤務していること（家庭内外労働）

②妊 娠 ・ 出 産：母親が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。（産前8週・産後8週以内）

③疾 病 ・ 障がい等：疾病にかかり若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有していること。

④親族の看護・介護等：親族を常時介護又は看護していること。

⑤災 害 復 旧：震災・風水害・火災その他の災害復旧にあたっている場合。

⑥求 職 活 動：求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている。（90日間）

⑦就 学：学校や職業訓練校等に通学していること。（短時間の習い事、塾、教室、自動車学校は除く）

⑧虐待等のおそれ：虐待やDVのおそれがあること。

⑨育 児 休 業：育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。【入所期間：原則、育休対象児童が1歳になる月の月末まで】

（育児休業の対象となっている児童は、新規入所の基準に該当しません。）

⑩そ の 他：村長が認める前各号に類する状態であること。

※同居親族その他の人が保育できる場合は該当しません。

※出産・求職・就学・育児休業について、入所条件の詳細は5ページをご確認ください。



支給認定と利用区分について

保育所入所を希望する方は、保護者の労働等を理由とした、お子さんへの「保育の必要性の認定」を受け、各保育施設の「利用の申込み」をしていただきます。（保育の必要性の認定と利用申込は同時に行います。すでに認定を受けている場合は「現況届」となります。）

入所の決定は、保育の必要性の認定を受けたお子さんの中で、申込み順ではなく、保育の必要性の高い順に調整（選考）し、決定します。したがって、保育の必要性の認定を受けたとしても、必ず入所できるとは限りません。



【保育の必要性の支給認定申請】

保育所の利用を希望する場合には、市町村へ申請し、保育を必要とする認定（支給認定）を受ける必要があります。支給認定の申請に基づき、30日以内に宜野座村から「支給認定証」が交付されます。

※ただし、一斉受付（申込）期間の場合は、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、2月下旬頃に支給認定申請の結果及び支給認定証を送付します。（一斉受付期間に申請され、年度途中の入所を希望される方は3月下旬頃になります。）

年齢	保育の必要性	認定区分	利用先
満3歳以上	教育（幼稚園）を希望される場合	1号認定	幼稚園、認定こども園
	「保育の必要な事由」に該当し、	2号認定	保育所、認定こども園
満3歳未満	保育を希望される場合	3号認定	保育所、認定こども園、地域型保育

★現在、宜野座村に認定こども園や地域型保育はありません。

※宜野座村では、幼稚園は原則5歳児のみ。保育所は4歳児までの受け入れとなります。

【利用区分（保育の必要量）について】

保護者の状況を確認し、保育利用時間を「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに認定します。

利用区分	説明	利用時間	備考
保育標準時間	月120時間以上（1日4時間以上） 両親のフルタイム就労等を想定した利用時間	最長11時間	②妊娠・出産 ③疾病・障がい ⑤災害復旧 ⑧DV等
保育短時間	月64時間以上120時間未満（1日4時間以上かつ月16日） 両親又はいずれかがパートタイム就労を想定した利用時間	最長8時間	⑥求職 ⑨育休取得

※『保育の必要な事由』のうち、①就労、就学、④親族の介護・看護、⑦就学、⑩その他については、保護者の状況を書面にて確認し、保育の必要量認定を行います。

※就労時間が月120時間未満の方で、シフトや通勤時間等で標準時間認定が必要である場合は、申し出てください。勤務状況等の確認後、標準時間認定に変更できる場合があります。

★保育利用時間のイメージ



※保育短時間の利用時間帯は、2パターンあります。詳細は、施設または健康福祉課までお問い合わせください。

保育所の利用申込みについて



【利用申込みに必要な書類】

- ① 印鑑（追加書類の提出がある場合があるので、必ず持参してください。）※窓口へ来られる場合
- ② 保護者の「（１）保護者の番号確認のための書類」及び
「（２）保護者の身元確認のための書類」（中段参照）
- ③ 施設型給付費・地域型給付費等〈支給認定申請書・利用申込書〉
※利用を希望する児童１人につき１枚必要です。
- ④ 保育所入所受付調査票 及び チェックシート
- ⑤ 同意書（署名押印後、原本は提出し、コピーを保護者様でも保管してください。）
- ⑥ 保護者の就労状態等を証明する書類
（父・母・１８歳以上６０歳以下の祖父母等について各１部ずつ提出）（次ページ⑥をご覧ください）
- ⑦ 利用者負担額（保育料）の算定に必要な添付書類 （５ページの⑦をご覧ください）
- ⑧ 予防接種歴（母子手帳から転記して下さい。新規児童は母子手帳の予防接種欄の写しも提出）
- ⑨ 発達支援児保育を希望される方（８ページの「保育所（園）ご案内」をご覧ください）

※必要書類は全てそろえてから提出して下さい。書類不備の場合は受け付けできません。

※同時に２人以上の児童の申込みをする場合には、④⑤⑥⑦の書類は世帯１部でかまいません。

※状況に応じて、その他の必要書類を提出していただくことがあります。

↓↓↓《重要》 お読みください↓↓↓

保育所申込には、個人番号（マイナンバー）の記載と本人確認（番号確認・身元確認）が必要となりました。

平成２８年１月１日以降、保育所等の入所申込みに必要な書類である「施設型給付費・地域型保育給付費等（支給認定申請書（現況届）兼利用申込書）」等に個人番号の記載が必要となりました。

書類提出の際、保護者（書類の「保護者氏名」の部分の名前が記入された保護者となります。以下同じです。）

ご本人が窓口に来られる場合、「（１）保護者の番号確認のための書類」と「（２）保護者の身元確認のための書類」が必要となります。

また代理人（保護者の配偶者や同一世帯の親族）の方が窓口に来られる場合は、「（１）保護者の番号確認のための書類」、「（２）代理人の身元確認のための書類」、「委任状」が必要となります。

（１） 保護者の番号確認のための書類	（２） 保護者（代理人）の身元確認のための書類
・個人番号カード ・通知カード ・個人番号記載の住民票（写し可）	・個人番号カード ・運転免許証など身元確認できるもの

⑥ 保護者の就労状態等を証明する書類（下記のいずれか）

- ※ 父・母のほか、18歳以上60歳以下の祖父母等同居の方（世帯分離や敷地が一緒の場合は対象。但し、全日制高校に通学中の方除く）について、「保育ができない証明」の提出がない時は、優先度が調整されることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 村指定の様式は、宜野座村のホームページから印刷可能です。不足・紛失・破損等により様式が必要な方は、ぜひご利用下さい（健康福祉課窓口・各保育所でも配布しています。）
- ※ 年度途中において、現況確認のため、勤務証明書等「保育ができない証明」の再提出があります。

保護者等の状況	必要な書類	注意事項
勤務または 採用予定の方 (1日4時間以上勤務)	・「勤務証明書（職場からの証明）」※村指定様式 ・軍人・軍属の方は「ID」の写し又は「雇用契約書」等の写し	＊本人記入は無効です。また日付・記入担当者印のないものも無効です。 ＊業務委託（宅内）については、「委託契約書」の写し、直近3ヶ月分の「給与明細」等の収入がわかる書類を添付
自営業の方 (農業・漁業・畜産業・内職等を含む) (1日4時間以上勤務)	・「自営業（農業・漁業・畜産業）申立書／内職証明書」※村指定様式 ＊自営業の方は「営業許可証」、税務署の受付印が押された「個人事業の開廃業等届出書（控）」の写し、「確定申告書」の控え又は「市町村民税申告書」の写しなどの類する書類を添付	＊添付資料がない場合は、民生委員の証明が必要となります。<u>今後は、民生委員の証明を廃止予定ですので、添付書類の準備をお願いします。</u> ＊内職証明については、別途資料提出を求める場合があります。
妊娠・出産の方	・親子（母子）手帳の写し	＊分娩予定日が記載されたページと表紙
保護者自身が 病気の方	・「診断書〈保護者等用〉」※村指定様式	＊診断書の内容によっては、要件としてみることができない場合があります。
親族の看護・介護に あたっている方	・「診断書〈保護者等用〉」※村指定様式 - または「看護・介護事実の証明書」※村指定様式	＊「看護・介護事実の証明証」については、民生委員の証明が必要となります。
災害復旧等	・「罹災証明書」	
求職活動中の方	・「求職活動状況申立書」※村指定様式	＊職業安定所(ハローワーク)からの「求職受付証(ハローカード)」をお持ちの方は、写しを添付
就学中（予定）の方	「在学証明書」及び「時間割表」の写し等	＊学校の様式でも可ですが、村様式もあります。
育児休業取得 （予定）の方 ＊在園児で、継続して 保育が必要な場合	・「勤務証明書」※村指定様式 ・「育児休業期間の記載がある証明書」の写し ＊「育児休業取得証明書」の村様式もあります	＊育児休業期間・職場復帰日の記入がないものは無効 ＊「育児休業取得者確認通知書」、「育児休業基本給付金証明書」、「辞令書」等

- ※ 家庭内外労働（勤務・自営業・農業・漁業・畜産業・内職等を含む）及び看護・介護の場合、月64時間以上が入所基準の条件となります。また家庭内外労働は、収入を得ている（生計を立てている）ことが条件であることから、収支のわかる書類を別途、提出して頂く場合があります。

〔☆妊娠・出産について〕

- 1 利用期間は、出産予定日のおおよそ8週前から出産後8週以内となります。
- 2 妊娠中の方は、就業の有無に関わらず、親子健康（母子）手帳の分娩予定日が記載されているページの写しを必ず提出してください。

〔☆求職について〕

- 1 保護者が求職活動に専念している場合も利用申込みができます。
但し、利用できる期間は入所が決定した日から90日以内です。
- 2 求職で入所した保育利用終了月の15日までに「勤務証明書」等又は「家庭で保育ができないことを証明する書類」の提出がない場合は、翌月から退所となります。
- 3 同一年度で、求職を理由とする再利用及び継続はできません。



〔☆就学について〕

- 1 就学として認められる学校等の範囲については、原則、下記のとおりです。
 - ・学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校
 - ・職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練、職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練・職業訓練
 - ・職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に期待する認定職業訓練等
- 2 就学として認められるのは原則年度1回のみとなります。

〔☆育児休業について〕

- 1 保護者が育児休業中の場合も利用申込みができます。ただし、平成31年3月までに職場復帰する方に限ります。
- 2 育児休業開始前から保育所を利用していた児童については、同一保育所へ継続利用の希望できますが、利用期限は育児休業対象児童が原則1歳となる月の末日までとなります。
※但し、育児休業対象児が保育所に入所できない等の理由により育児休業延長した場合は、延長することもできます。（役場にて面談）

⑦ 利用者負担額（保育料）の算定に必要な添付書類

以下に、該当する世帯については提出が必要です。

世帯の状況等	必要な書類
平成29年1月1日時点 宜野座村に住所を有しない方	平成29年度市町村所得課税証明書 ※両親分
平成30年1月1日時点 宜野座村に住所を有しない方	平成30年度市町村所得課税証明書 ※両親分 【提出期限：平成30年6月30日】毎年6月から発行できます。
母子世帯・父子世帯	「児童扶養手当証書」、「母子及び父子家庭等医療費受給者証」、「戸籍謄本」いずれかの写し
障がい者（児）のいる世帯	「身体障害児（者）手帳」、「特別児童扶養手当証書」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」などのいずれかの写し
生活保護世帯	「生活保護受給証明書」の写し
軍人・軍属の方	2016 W-2（Wage and Tax Statement 等） 〔平成28年分の収入が確認できるもの〕の写し 及び
	2017 W-2〔平成29年分の収入が確認できるもの〕の写し 【提出期限：平成30年6月30日】

※ 村民税が未申告の方は、利用料が最高階層（最高額）となる場合があります。収入がない方であっても、原則、村民税の申告は必要です。



【利用者負担額（保育料）について】



＜利用者負担額（保育料）の算定について＞

保育料の算定は『市町村民税所得割課税額』に応じて階層区分が決定されます。利用者負担は、児童の年齢（認定区分）と保育所（園）へ入所する児童の父母の合算額となります。

※保護者の収入が生活保護基準額に満たない場合は、同居者（児童の祖父母等その生計の主宰者）の税額を含めて保育料を算定することになります。

☆1年以上国外に居住していた場合、または米軍に勤務している場合はWage and Tax Statement等で決定します。

●保育料算定資料の提出がない場合の保育料について

保育料決定時に保育料算定に必要な税情報等の提出がない方は、正しい保育料の認定ができない為、最高階層（8階層）で仮認定させていただくことになります。

＜切り替え時期＞

保育料は、毎年9月に切り替え作業を行います。村民税の賦課決定が毎年6月になっていることから、4～8月は前年度分の村民税額、9月～翌年3月は当年度分の村民税額により利用者負担を決定します。村民税課税内容の確認により平成29年4月（入所月）に遡って変更となる場合があります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（29年度）の市町村民税額に基づく保育料					当年度（30年度）の市町村民税額に基づく保育料						

※税の修正申告等により、村民税額が変更になった場合は、該当する月に遡り保育料変更を行います。この変更で生じた過不足は調整（納入、充当、還付）となります。

★世帯の状況等が変更となった場合、利用者負担が変更になることがありますので、ご連絡ください。

(例)	・ひとり親世帯となった場合	・婚姻した場合
	・障がい者（在宅）扶養世帯となった場合	・児童扶養手当が認定・停止・廃止された場合
	・祖父母等と同居となった場合	・生活保護の開始・停止・廃止になった場合
	・利用区分が変更になった場合	・修正申告等により課税状況等変更となった場合

＜利用者負担額（保育料）納入について＞

※当月分保育料は、**毎月20日**（土日祝は翌営業日）に口座振替もしくは、金融機関及びコンビニでの納付書でお支払ください。

○登録できる金融機関・・・沖縄県農協、沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行、ゆうちょ銀行

※口座引落しは毎月1回当月分のみです。残高不足にならないよう前日までに入金をお願いします。

（残高不足により、引落しできなかった場合は、後日督促状と納付書をお渡しします。お支払下さい。）

※正当な理由なく保育料を滞納した場合は、保育の利用を解除する場合があります。

※児童手当による特別徴収（天引き）の相談もできます。健康福祉課へご連絡下さい。

＜「寡婦（夫）控除のみなし適用」の申請について＞※ 詳細については、健康福祉課へお問い合わせ下さい

- 1 婚姻歴の無い母子（父子）が対象となります。
- 2 「寡婦（夫）控除のみなし適用」は、保育料算定にのみ適用されます。
- 3 「寡婦（夫）控除のみなし適用」を行っても保育料が減免されない（変更がない）場合があります。
- 4 第1階層又は第2-1階層の方は、既に保育料が免除されているため適用対象外となります。
- 5 「寡婦（夫）控除のみなし適用」を希望する方は、毎年度の申請が必要です。

【利用者負担額（保育料）の軽減について】



《きょうだい児入所による減免》

同一世帯からきょうだいが2人以上認可保育所（園）（公立含む）、幼稚園・認定こども園・認可保育園・特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用をしている場合、**第2子は半額、第3子以降は無料**になります。

※一時預かりを利用している児童は、軽減の対象外です。

※村外幼稚園・認定子ども園、特別支援学校幼稚部等に入園、または利用している場合は、在園証明書や利用証明書の提出が必要です。該当する世帯は提出漏れがないよう、ご注意ください。

《幼児教育の段階的無償化》

平成28年4月1日から幼児教育の段階的無償化が実施されました。この制度は、年収約360万円未満相当の世帯について、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃され、第2子を半額、第3子以降は無償となります。（市町村民税非課税世帯については第2子以降は無償）

また、年収約360万円未満相当のひとり親世帯・障がい世帯等の場合は、第2子以降は無償となっています。

○ 多子世帯の場合（※1）

1人目	2人目	3人目
○年齢制限なし 	○保育所 	○保育所 
全額	保育料（1/2）	保育料（無料）

※1：市民税所得割合算額が57,700円未満の場合。
（第2階層から第4-①階層が該当します。）

○ ひとり親世帯・障がい世帯等の場合（※2）

1人目	2人目	3人目
○年齢制限なし 	○保育所 	○保育所 
全額	保育料（無料）	保育料（無料）

※2：市民税所得割合算額が77,101円未満の場合。
（第2階層から第4-②階層が該当します）

（参考）平成30年度 宜野座村保育料（案）

階層 区分	各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分	保育料（月額／円）			
		3歳未満児		3歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯等	0	0	0	0
2	村民税非課税世帯	7,000	7,000	6,000	6,000
	ひとり親世帯・障がい世帯等	0	0	0	0
3	村民税所得割課税額	48,600円未満	13,000	12,800	10,000
		ひとり親世帯・障がい世帯等	6,000	5,900	4,500
4-①		57,700円未満	19,000	18,700	16,000
		ひとり親世帯・障がい世帯等	7,000	7,000	6,000
4-②		77,101円未満	19,000	18,700	16,000
		ひとり親世帯・障がい世帯等	7,000	7,000	6,000
4		97,000円未満	19,000	18,700	16,000
5		169,000円未満	27,000	26,500	22,000
6		301,000円未満	33,000	32,400	25,000
7		397,000円未満	36,000	35,400	28,000
8		397,000円以上	40,900	40,200	32,900

※階層区分の児童の年齢は平成30年4月1日時点のクラス年齢です。

※第2子は半額、第3子は無料となります。

※保護者の収入が生活保護基準を満たさない場合は、同居者を含めた税額で保育料を決めることがあります。



保育所（園）のご案内



月曜日～土曜日：午前7時30分～午後6時30分（標準保育）

★短時間保育認定者について、各施設で時間設定を行いますので、直接お問い合わせ下さい。

保育所名	住 所	電話番号	定 員
（公立）宜野座村立保育所	宜野座村字惣慶 126-1	968-8566	75名（予定）
（認可）松田保育園	宜野座村字松田 611-5	968-8701	100 名
（認可）かな保育園	宜野座村字漢那 213	968-3355	100 名

＜延長保育＞（有料）保護者の就労時間や勤務上やむを得ない事情の為、通常の保育時間を超えて保育を必要とする児童は延長保育の利用ができます。（月曜～金曜日の午後7時まで）

＜発達支援児保育＞ 集団保育が可能であり、心身に障がいを持つ児童、あるいは発育・発達に遅れがあり、支援を要する児童が対象です。

※障がいに認定されていない児童は、「医師の診断書等」をご提出下さい。なお、新規で発達支援児保育を希望される児童は別資料も提出して頂きますので、必ず健康福祉課へ申し出をして下さい。（受付後に希望しても対応できません。）なお、希望しても発達支援児保育を必ず利用できるとは限りません。

※ 保育所（園）ではそれぞれのお子さんの発達状況に応じた保育が行われますが、あくまでも集団での保育となります。発達支援児保育は、障がいのあるお子さんに保育士が1対1で対応するものではありません。

【入所の内定・決定まで】

